

令和5年度 若年技能者人材育成支援等事業推進計画

大阪府地域技能振興コーナー

事業項目	計画内容
1. 地域における技能振興事業の実施	
(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等	<p>① 技能五輪全国大会の予選の実施 技能五輪全国大会予選の活性化や若年者の技能レベルの向上等を図るため、多くの企業、教育訓練機関等に対して、予選の参加に向けた働きかけを行い、大阪府予選として実施します。 各都道府県職業能力開発協会が独自の選考基準にて推薦する職種のうち、「美容」「西洋料理」「造園」の3職種については、技能検定とは別に予選を実施します。 予選会の実施にあたって参加手数料を徴収します。 【実施職種】 美 容 4月下旬：3人程度 西洋料理 5月中旬：2人程度 造 園 2月中旬：6人程度</p> <p>② 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加を促進するため、中小企業・教育訓練機関等に所属する参加選手とその指導者等の旅費と工具等運搬費(選手のみ)の支援を行い、中小企業や教育訓練機関等からの大会への参加を促進します。 【支援予定人数】 技能五輪全国大会(愛知県) 11月17・18日：選手25人程度 指導者10人程度 若年者ものづくり競技大会(静岡県) 8月1・2日：選手6人程度 指導者3人程度</p>
(2) 卓越した技能者(現代の名工)の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援	<p>技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和5年度の卓越した技能者の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行います。 令和5年度の被表彰者の紹介コンテンツのうち、被表彰者のプロフィール(入職のきっかけ等)、仕事に対する思い(やりがいや苦労したこと)、これから入職する若者に伝えたいこと及び写真(作品及び作業風景)について、被表彰者にて取材を行い、取材結果をセンターに提出します。</p>
(3) 「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応	<p>「地域発! いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和5年度も新規認定が行われないため、両事業の認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を受けた場合は、センターに問い合わせるよう伝えます。</p>
2. ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等	
(1) ものづくりマイスターの開拓	<p>企業・業界団体への訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等(掘り起こし)を月4回以上行います。 目標とするものづくりマイスターの認定件数及び活動件数を踏まえて、地域のニーズ、登録されているものづくりマイスターの職種や人数を勘案し、不足している職種について開拓を行います。 【ものづくりマイスターの認定者数】 7人</p>
(2) ものづくりマイスター等への説明	<p>新たに認定を受けたものづくりマイスターには、免除基準に該当する場合を除き、実技指導の開始前に指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知します。</p>
(3) 申請書類等の取りまとめ	<p>ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行い、申請書類を取りまとめて中央技能振興センターに提出します。</p>
(4) ものづくりマイスター等に対する研修	<p>① 研修の開催頻度や時期 新たに認定されたものづくりマイスターに対して、実技指導の結果報告書の作成方法等の事務を含む指導技法等講習を2回実施します。 ② 研修内容 ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるよう、センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援を活用します。また、必要に応じ個人情報保護、ハラスメントの防止、若年者・学生との接遇についての知識付与や実技指導の派遣先の意見等を踏まえた内容の講習とします。</p>
3. ものづくりマイスター等の活用に係る業務	
(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等	<p>相談窓口又は企業等を訪問し、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助並びにものづくりマイスターの派遣のコーディネート等を行います。</p>
(2) ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施	<p>実技指導について相談・要請のあった企業・教育訓練機関等にものづくりマイスターを派遣し、指導計画等の事前調整を行い、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した実技指導を実施します。 また、公共施設や民間施設を活用して、小中学生から保護者等幅広い年齢層にもものづくり教室を実施し、ものづくり体験の機会を提供します。 【活動目標】 延べ受講者数 3,340人 【成果目標】 ① ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度 90%以上 ② ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講者の割合 90%以上 ③ ものづくりマイスターの授業等への講師依頼を利用した学校の満足度 90%以上 ④ ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合 90%以上</p>

事業項目	計画内容
(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信	<p>①地域若者サポートステーション 事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 地域若者サポートステーション事業の支援対象者であるニートの若者等について、サポステから協力要請があった時は可能な限り協力します。 ものづくりマイスターによる支援の際は、サポステの立会いを求め事前にサポステからものづくりマイスターに対して支援対象者の状況説明を実施するなど、必要な配慮を行います。</p> <p>②小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 将来、若者自らがものづくりに興味を持ち、ものづくり現場での就業等を実現できるよう、小中学校等において児童・生徒や教師、保護者等に対するものづくりの実演・魅力を伝えるものづくり教室を実施します。 指導に当たっては、ものづくりマイスターによる指導・実演又は体験がどのように職業に結びつくのか、ものづくりマイスター自身の職業、仕事の内容等を説明し、技能・ものづくりの魅力が児童・生徒等に伝わる取組を進めます。</p>
(4) 熟練技能者による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施	<p>熟練技能者（ものづくりマイスターの認定を受けていない1級以上の技能士又は実務経験が12年以上ある方等）に対して、企業等から派遣指導及びものづくり教室の要望がある場合は実施に向けて取り組めます。</p>
4. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営	
(1) 連携会議の設置・運営	<p>連携会議を設置し、年度当初と年末の2回会議を開催します。 年度当初に実施計画を踏まえたものづくりマイスター等の派遣やものづくり魅力発信、技能振興の取組み、事業実施にあたっての連携、協力の在り方等について意見交換を行い、方針を決定します。 年末には、当年度の事業実施状況と次年度に向けた改善事項等を報告し、計画策定への意見を聴取します。</p>